3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績から付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目　①　企業体制

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

評価項目　②　企業の施工実績

平成22年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　１基当り設計内空断面積220㎡以上あるカルバートボックス工（現場打ち又はプレキャスト）を施工した工事

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。）

イ）簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　場所打ちコンクリートの施工時における品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

注）コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。

評価項目　大項目　社会的要請に関する事項

中項目　特別な安全対策

小項目　安全管理

評価指標　労働安全衛生マネジメントシステム（※１）等を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための計画について記述する。（※２）

※１　労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。

※２　当該工事においては、契約後に工事中事故防止対策（安全に関する新技術）を求め、工事着手前に提出を行い、審査・採否を決定することとしている。

このため、工事中事故防止対策（安全に関する新技術）である、ＩＣＴ（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）・ＡＩ（人工知能）等のセンシング技術・モニタリング技術を活用した工事中事故防止対策の提案は、本技術提案に含めてはならない。

技術提案が評価項目（品質管理、安全管理）ごとに１提案もない場合は、不適格とする。

評価項目（品質管理）の技術提案は、２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。

技術提案（様式－４）の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目（品質管理、安全管理）ごとにＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面４枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不可とする。

評価項目（品質管理）の技術提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とするが、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不可とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不可とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による品質管理

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である。

・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可：技術提案は適切であるが、「優・良」に該当しない。

不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑶　評価点の付与方法

ア）企業の評価について

【判定方式】

①　企業体制

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点

・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

②　企業の施工実績

・技術評価点（20点）有20点・無０点

・総合評価点算出用（α：0.1）有２点・無０点

イ）簡易な施工計画の評価について

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用）／減点（不採用）又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

工事目的物の性能・機能に関する事項（品質管理）

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

・総合評価点算出用（α：0.1）優３点・良1.5点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－0.75点